

◆放送事業

法令順守をはきちがえるな



一方で、放送内容への国家の介入は、憲法が保障する表現の自由、報道の自由を侵す。極力慎重でなければならぬ。

放送法は、真実でない放送による権利の侵害について、放送事業者に二つの義務を課している。被害者の求めに応じて「事実を調査する義務」と、「真実ではないことが判明した場合に訂正放送を行う義務」だが、その違反には50万円以下の罰金という軽い罰則しか用意していない。

法が電波停止や免許取り消しの処分を定めていても、放送事業者が調査を怠れば、自ら真実に反することを認めない限り発動しやうがない。

「請求があったら必ず調査し、真実に反していないと認めれば、態度に結びつく。そこに広告料収入につながる視聴率を追い求め、真実性の確保には最低のノストしかかけない姿勢が重なることで、虚偽・捏造放送が相次いだ。

いま求められるのは、「法令違反による不利益を受けないようにする」発想から脱却することだ。コンプライアンスは「法の趣旨・目的とその背後にある社会的要請に応えること」ととらえるべきだ。

最近、注目すべき動きが起きている。インターネット上では捏造問題に関して活発な議論が交わされ、一部には疑惑番組の スポンサーへの不買運動の動きもある。また、TBSの20%近くの株式を保有する楽天は、株主提案の中で「全社的なコンプライアンス体制の確立と事業活動の規律維持」のための「独立的第三者機関の設置」を求めている。

不祥事が発覚するたびに耳にするのが「コンプライアンス」だ。通常「法令順守」と訳されるが、こうした単純な置き換えは事態を一層悪化させる。テレビの虚偽・捏造放送と、対策として浮上している放送法改正は、その典型である。

公共の電波を使う放送が真実に反したり、名誉や信用を傷つけたりすれば、被害は計り知れない。放送事業者には、高度な真実義務と倫理が求められる。

「請求があっても調査しない」「真実に反すると判明したのに訂正放送しない」は違反だが、監督官庁には調査権限がない。電波

そこで出てきたのが、虚偽放送に対する調査権限や直接的な行政処分を総務省に認める放送法改正だが、本末転倒の話である。

検証する調査体制の整備である。監督官庁の役割は体制整備を指導支援することであり、放送内容への直接的な調査や介入ではない。重要なのは視聴者、番組

の sponsor、株主などが協働して、放送事業者に真のコンプライアンスを求めようとした。

放送事業者が「法令順守」にこだわっている間に社会は激変している。